

全建事発第 046 号
令和 8 年 8 月 5 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公 印 省 略〕

令和 8 年熊本地震の復旧に必要な資材等の運送に係る
道路運送法第 78 条第 1 号の適用について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、国土交通省より、令和 8 年熊本地震の復旧に必要な資材等の運送に関し、道路運送法第 78 条第 1 号の運用について周知依頼がございましたので、お知らせいたします。

道路運送法第 78 条第 1 号では、災害時など緊急を要する場合には、自家用自動車（白ナンバー車両）を使用した有償での貨物運送が例外的に認められているところですが、同条の適用については、個別具体の事案ごとに緊急性や必要性等を踏まえて判断されるものであるため、まずは九州運輸局自動車交通部貨物課へ個別にご相談のうえ、ご対応いただきたいとのことです。

なお、本取扱い、貨物自動車運送事業者のみでは復旧に必要な資材等の輸送を担うことが困難であり、復旧作業に重大な支障を及ぼすおそれがあるなど、相当の緊急性・必要性が認められる場合を対象とするものであり、令和 8 年 9 月 30 日までの運用とされています（被害状況等を踏まえ、必要に応じて延長予定）。

つきましては、貴協会会員企業に対し、本通知の趣旨についてご周知賜りますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

九州運輸局自動車交通部貨物課（直通）092-472-2528

【添付資料】

別添_（業界団体御中）【事務連絡】令和 8 年熊本地震の復旧に必要な資材等の運送に係る道路運送法第 78 条第 1 号の適用について（周知）

以 上

【担当】 事業部 児玉

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 3 日

建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局 建設業課長
建設振興課長

令和 8 年熊本地震の復旧に必要な資材等の運送に係る
道路運送法第 78 条第 1 号の適用について（周知）

令和 8 年熊本地震の被災地域における災害復旧工事等については、迅速かつ確実な復旧のため、円滑な物資の輸送等が必要になるところ、被災現場からは自家用自動車を使用した有償での貨物運送の運用について相談の声が寄せられているところです。

この点、物流・自動車局より貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）に基づく許可等及び道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 78 条第 1 号について、下記のとおり取扱いを整理し、別紙のとおり九州運輸局 自動車交通部長宛て事務連絡を発出したところです。

つきましては、会員各位に対して周知をお願いします。

記

令和 8 年熊本地震の被災地域の復旧を迅速かつ確実に進めるために必要となる法第 78 条第 1 号の適用の可否については、個別具体の事案ごとに、その緊急性、必要性等を踏まえ、原則として、九州運輸局自動車交通部貨物課において判断するものとするが、判断が困難な場合等については、必要に応じて、物流・自動車局貨物流通事業課に相談の上で、判断するものとする。

法第 78 条第 1 号の適用に当たっては、貨物自動車運送事業者のみでは、被災地域におけるがれきの撤去やインフラの補修等の復旧作業に必要な資材等の輸送を担うことができず、当該作業に甚大な影響を及ぼすおそれがあるなど、相当の緊急性や必要性が認められることが必要となる。したがって、その判断に当たっては、他の貨物自動車運送事業者の状況や、当該運送が復旧作業に必要な資材等の輸送を目的としたものであるか等の事情を聴取し、個別の判断とする。

また、上記に係る法第 78 条第 1 号の適用については、令和 8 年 9 月 30 日まで認めることとし、今後、被害の状況等を踏まえて、必要に応じて延長することとする。

【問い合わせ先】

九州運輸局自動車交通部貨物課 （直通）092-472-2528

以上

(別紙)

事 務 連 絡

令和8年8月3日

九州運輸局 自動車交通部長 あて

物流・自動車局 貨物流通事業課長

令和8年熊本地震の復旧に必要な資材等の運送に係る
道路運送法第78条第1号の適用について

平時においては、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する場合には、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づく許可等を必要としている。他方、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条第1号により、災害のため緊急を要するときには、自家用自動車を使用した有償での貨物運送が例外的に認められているところである。

令和8年熊本地震の被災地域の復旧を迅速かつ確実に進めるために必要となる法第78条第1号の適用の可否については、下記のとおり取り扱うこととしたので、事務処理に遺漏のないよう取り計らわれない。

記

令和8年熊本地震の被災地域の復旧を迅速かつ確実に進めるために必要となる法第78条第1号の適用の可否については、個別具体の事案ごとに、その緊急性、必要性等を踏まえ、原則として、九州運輸局自動車交通部貨物課において判断するものとするが、判断が困難な場合等については、必要に応じて、物流・自動車局貨物流通事業課に相談の上で、判断するものとする。

法第78条第1号の適用に当たっては、貨物自動車運送事業者のみでは、被災地域におけるがれきの撤去やインフラの補修等の復旧作業に必要な資材等の輸送を担うことができず、当該作業に甚大な影響を及ぼすおそれがあるなど、相当の緊急性や必要性が認められることが必要となる。したがって、その判断に当たっては、他の貨物自動車運送事業者の状況や、当該運送が復旧作業に必要な資材等の輸送を目的としたものであるか等の事情を聴取し、個別に判断されたい。

また、上記に係る法第78条第1号の適用については、令和8年9月30日まで認めることとし、今後、被害の状況等を踏まえて、必要に応じて延長することとする。